

東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号
法人税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国（諏訪税務署長、神田税務署長）
平成20年6月12日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 原告会社グループの経営会議において、原告子会社は、平成13年度の経常利益が1億円近い黒字となることが予測された一方で、原告親会社は、同年度の経常利益が2億円近い赤字となることが予測され、各経営会議においても、引き続き原告子会社は平成13年度の決算が黒字予測であるにもかかわらず、原告親会社は赤字予測であったことから、原告親会社の銀行取引との関係などから原告親会社の決算を黒字にするために、原告子会社の利益を外注費として原告親会社に振り替えることにより、原告親会社の決算を黒字にすることが検討され、得意先から受注したソフトウェアの開発について不具合が発生したこととして、原告子会社から原告親会社に本件不具合対応業務を発注することによって、原告子会社の利益を原告親会社に振り替えることなどが決定されたことが認められるとされた事例
- (2) 原告会社グループの経営会議資料によれば、一貫して、原告親会社に資金不足の懸念があるという認識が示され、原告親会社の資金繰り対策として、原告親会社が、銀行や原告子会社から融資を受ける方策が繰り返し検討されていたところ、実際に、原告親会社は、検討されたとおりに借入れを行ったことが認められ、役員らが、原告親会社について資金不足のおそれを懸念し、それに対する方策を検討し、実際に実行していたものであると認められ、このような原告親会社の資金不足の状況は、原告子会社から原告親会社への利益の振替えの前提ないし動機として認められるとされた事例
- (3) 本件訴え提起後に作成した書証により、原告親会社に資金不足は生じていないとの原告らの主張が、同書証記載の当座比率や流動比率は、経営会議で示された数値とは大幅に異なるものであり、しかも、経営会議においては、当時示された数値を基に、原告らの代表取締役や取締役等の経営幹部が、毎月のように資金不足の懸念を示していたのであり、そして現に、原告親会社は、多額の資金を借り入れているのであって、他に経営会議等に、原告親会社の資金状況等について、あえて事実と異なる数値が示されたことについて首肯しうる合理的な事情は何ら見受けられないから、上記書証によって、原告親会社に資金不足が生じているという認定を覆すには足りず、他に同認定を覆すに足りる証拠はないとして排斥された事例
- (4) 原告会社グループの経営会議の資料には、原告子会社の経常利益と原告親会社及び訴外の子会社の経常損失を通算し、原告会社グループ全体としての経常利益を算定し、当該経常利益のほぼ2分の1の金額ずつを原告子会社及び原告親会社に振り替え、また、訴外の子会社の経常利益をゼロにすることによって、原告会社グループ全体としての法人税等を減少させる試算を行っていることが認められ、同様の試算を繰り返した結果、原告子会社から原告親会社に対する振替額を確定したものと認められることから、本件不具合対応外注費の額は、本件不具合対応業務の現実の作業実績に基づいて試算、決定されたのではなく、むしろ、専ら原告会社グループ全体としての利益調整という観点から試算し、決定されたということができるとされた事例
- (5) 技術担当の取締役が本件不具合対応業務の作業時間を見積もり、これを基に経営管理担当の常務

取締役が「2001年度決算対応」を作成し、振替額を算定したものであるとの原告会社らの主張が、その後作成されたグループ会社全体の決算の試算は、上記数字と異なり、技術担当の取締役の見積りに基づいた試算が行われていないことは明らかであり、むしろ、原告子会社の経常利益と原告親会社及び訴外の子会社の経常損失を通算し、これを調整することによって算定されたものであると解されるとして排斥された事例

- (6) 本件不具合対応業務に係るシステムの開発費用として得意先から受注した額に対して、これらのシステムに関する本件不具合対応に係る外注費の額が多額に上り、受注額全体の6割以上を占めてしまうという事態になっているにもかかわらず、原告らの技術担当の取締役は、原告会社グループの経営会議において、毎回、経営会議資料の添付資料を作成してソフトウェア本体の開発状況について報告していたにもかかわらず、本件不具合対応業務については、これらの資料には一切記載しなかっただけでなく、口頭での報告すらしていなかったことが認められるうえ、得意先に対する売上は、原告子会社の売上の90パーセント以上を占めることが認められ、真に得意先に納品したシステムに不具合が発生したのであれば、その進捗状況やそれに要する費用等は、原告会社グループの経営会議における重要な関心事であると解されるところ、技術担当の取締役は、この状況について、経営会議に提出したソフトウェアの開発状況資料に全く記載せず、口頭での報告さえもしていないというのであり、さらに、本件不具合対応業務の進捗状況に関する記載は、原告会社グループの経営会議の議事録等には一切見当たらないのであって、およそ真に多額の費用を要する不具合対応業務が行われていたとすれば、通常考え難い状況であるといわざるを得ないとされた事例
- (7) ソフトウェアに生じたとされる不具合の発生状況、本件不具合対応業務の存否及び内容等について検討するに、本件不具合対応業務に係る6つのシステムの開発状況及び不具合の発生状況については、6つのシステムのうち①4つのシステムは、開発作業の中止、中断等の理由によって、平成13年度末までにそもそもシステム本体が納品されておらず、不具合対応業務は同時期までにはされていなかったと推認され、②また、1つのシステムは、不具合が改善された後のシステムが納品されるとともに、使い勝手の改善は、原告子会社の従業員限りで対応が可能なものであって、その作業は平成14年1月には完了しており、③さらに、1つのシステムは、そもそも不具合が生じていなかったと認められるのであって、そもそも本件不具合対応業務が存在したとは考え難いとされた事例
- (8) 本件不具合対応業務の外注を受けた原告親会社の従業員が、実際に本件不具合対応業務を行ったか否かについて、原告子会社が提出した「作業実績調査結果」によれば、原告親会社の従業員合計30名が本件不具合対応業務に従事したとされているが、そもそもシステムに不具合が発生しなかったことが認められることから、原告親会社の従業員が本件不具合対応業務に従事した旨を記載した「作業実績調査結果」は、そもそも全体として、その信憑性に極めて乏しいものであるとされた事例
- (9) 個別的に見ると、「作業実績調査結果」に記載されている従業員のうち5名については、その記載が事実とは到底認められず、このように、およそ事実であるとは到底認められない本件不具合対応業務の作業実績が多数記載されている「作業実績調査結果」は、およそ、本件不具合対応業務を偽装するために作出された資料であるというほかなく、内容についておよそ信用するに足りないといわざるを得ないから、そこに記載された作業実績をもって本件不具合対応業務が存在したものとは到底認められないとされた事例
- (10) 「作業実績調査結果」に記載された従業員のうち16名については、本件不具合対応業務に従事するための技術的能力を有しないか、あるいは、他の開発業務等に従事していたために本件不具合対応業務に従事できる環境になかったことが認められ、いずれも本件不具合対応業務に従事したとは認

められないのであって、このように、およそ事実であるとは認められない本件不具合対応業務の作業実績が多数記載されている「作業実績調査結果」は、それ自体が全体として本件不具合対応業務を仮装するために作出された資料であると認めるほかなく、そこに記載された作業実績をもって本件不具合対応業務が存在したものとはおよそ認めることはできないとされた事例

- (11) 課税庁係官が、調査時において、原告親会社の社員である4名から、同人らが本件不具合対応業務に従事した事実を確認したはずであるとの原告らの主張が、証拠によれば、課税庁係官による事情聴取は、同係官が、従業員から真実の話を聴取したいので、個別に面接させていただきたいと依頼したところ、原告親会社の代表取締役がこれを拒否し、取締役らの立会いを要求し、結局、取締役ら立会いの下で、質疑応答され、さらに、代表取締役が、聴取書を作成して従業員に署名押印させることを固く拒否したことから、聴取書も作成することができなかったことが認められ、このように、役員らの有形無形の強い圧力のもとで、原告親会社の一社員である上記4名が、本件不具合対応業務について真実を述べたものとはおよそ解することはできず、その内容についても、代表取締役の妨害により聴取書さえ存在しないのであって、この点に関する原告らの主張は到底採用できないとして排斥された事例
- (12) 本件訴え提起後に原告らが行ったアンケート調査に対し、原告親会社の現役ないし元従業員が、本件不具合対応業務に従事した旨回答していることを根拠として、本件不具合対応業務が存在していたとの原告らの主張が、上記アンケートは、「作業実績調査結果」と同じ内容の作業実績表を添付して、その作業実績に誤りがないかどうかを問い、これを常務取締役宛てに回答するように求めるものであるところ、その「作業実績調査結果」には、そもそも事実と異なる作業実績が記載されていて、その記載内容に信憑性がないのであって、作業実績表の記載どおりに不具合対応業務に従事したなどとする回答結果を直ちに信用することは困難であるといわざるを得ないとして排斥された事例
- (13) 原告親会社が得意先に納品した本件不具合対応業務のプログラムCD-ROMには、原告親会社の従業員らの氏名が記録されており、改ざんのしようがないから、原告親会社の従業員が本件不具合対応業務に従事したことは明らかであるとの原告の主張が、本件不具合対応CD-ROMから出力したとされるスクリプトの表示には、修正作業を行った者の氏名が記録されていると認められるが、そもそも修正作業を行った本人の氏名が必ず記録されるという保証はなく、また、本件不具合対応CD-ROMに氏名が記録されている上記従業員中、プログラムを修正する能力を有しないと認められる者の氏名も記録されているのであって、さらに、本件不具合対応CD-ROMは、経営会議によって決定された決算方針に基づいてはじめて作成することが決定され、作成されたものであり、このことは、そのような者が本件不具合対応業務に従事したことを裏付けるものではなく、むしろ、原告親会社が得意先に納品した本件不具合対応CD-ROMそのものが本件不具合対応業務を仮装するために作出されたものであることを推認させるものであるとして排斥された事例
- (14) 本件不具合対応業務に係るシステムについて、実際に不具合が発生していたことは、本件不具合対応業務に係る外注申請書、御見積書、注文書、注文請書、納品書、検収書及び請求書が存在することや、原告子会社と得意先が締結した覚書において、本件不具合の発生が確認されていることから明らかであるとの原告らの主張が、本件不具合対応業務が存在しないことは、前記のとおりであり、それにもかかわらず、あたかも本件不具合対応業務が存在したかのような記載がされている原告子会社作成の外注申請書等及び覚書は、いずれも、およそ真実を記載したものとは認められないとして排斥された事例
- (15) 原告会社グループの経営会議によって決定された決算方針に基づいて原告子会社の原告親会社

に対する利益の振替えを実施するための手順を記載した「作業項目」と題する書面によれば、外注申請書、御見積書、注文書、注文請書、納品書、検収書及び請求書並びに本件覚書については、いずれも、上記経営会議後に作成日付を遡って作成することが決定されたものであることが認められるのであって、そもそもの信憑性が乏しいものであるとされた事例

(16) 原告会社グループの代表取締役及び課税庁の係官の証言によれば、得意先の担当者は、原告子会社の取締役らから、覚書に記名押印することを求められた際、覚書の作成日付が約3か月前の日付になっていたことや、不具合対応の対象として改善要求していない他のシステムも記載されていたことに気付いたが、原告子会社の取締役らから原告親会社の社内的に必要であると言われたことから、言われるままに記名押印したものであること、また、得意先の担当者は、原告子会社の代表取締役から写真代と称してリポートを受け取っていたことがそれぞれ認められ、これらのことからすれば、その担当者が、上記のとおり事実と異なる内容が記載された覚書に記名押印したとしても、そのことが格別不自然ではなく、覚書は、到底信用できないものといわざるを得ないとされた事例

(17) 原告子会社は、代表取締役や経営管理担当の取締役らにおいて、本件不具合対応業務の実体が存在しないことを十分に知悉していたにもかかわらず、内容虚偽の注文書及び注文請書等を作成するなどして外注費に仮装し、原告子会社の法人税、消費税及び地方消費税について納付すべき税額を過少に申告していたものであると認められるから、この原告子会社の行為は、国税通則法68条1項（重加算税）に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するとされた事例

(18) 原告子会社は、代表取締役や経営管理担当の取締役らにおいて、平成13年度において本件不具合対応業務が存在しないことを十分に知悉していたにもかかわらず、原告子会社が原告親会社に本件不具合対応業務を発注した旨の虚偽の注文書、及び原告親会社が原告子会社から本件不具合対応業務を受注した旨の虚偽の注文請書を作成するとともに、原告子会社の総勘定元帳の外注加工費科目に寄附金を仮装計上していたことが認められるから、この原告子会社の行為は、法人税法127条1項3号（青色申告の承認の取消し）に規定する「帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し」た場合に該当するとされた事例

判 決 要 旨

(1)～(18) 省略

判	決
第1事件原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
第2事件原告	B株式会社
同代表者代表取締役	甲
原告両名訴訟代理人弁護士	伊達 俊二 馬目 順子
被告	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁（第1事件）	諏訪税務署長 廣井 良一
同（第2事件）	神田税務署長 菅原 恒夫

被告指定代理人	吉田 俊介
	村手 康之
同（第1事件）	中坪 敬治
	渡邊 雅行
	清野 将史
同（第2事件）	鈴木 博
	佐藤 宣弘
	茅野 純也

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

（第1事件）

- 1 諏訪税務署長が、第1事件原告に対し、平成15年5月29日付けでした平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 2 諏訪税務署長が、第1事件原告に対し、平成15年5月30日付けでした平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度に係る法人税更正処分（ただし、平成17年6月22日付け裁決による一部取消後のもの）中の納付すべき税額1126万8100円を超える部分及び当該法人税に係る重加算税賦課決定処分（ただし、同裁決による一部取消後のもの）を取り消す。
- 3 諏訪税務署長が、第1事件原告に対し、平成15年5月30日付けでした平成13年4月1日から平成14年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、平成17年6月22日付け裁決による一部取消後のもの）中の納付すべき消費税の額2340万3700円及び納付すべき地方消費税の額585万0900円を超える部分並びに当該消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分（ただし、同裁決による一部取消後のもの）を取り消す。

（第2事件）

神田税務署長が、第2事件原告に対し、平成16年6月29日付けでした平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度に係る法人税更正処分中の納付すべき税額525万6700円を超える部分及び当該法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、ソフトウェア開発業を営む第1事件原告A株式会社（以下「原告A」という。）が、その親会社である第2事件原告B株式会社（以下「原告B」という。）に対し、ソフトウェアの不具合に対応する業務を発注したとして、外注費9425万8500円（消費税額448万8500円を含む。）を支出したことについて、諏訪税務署長が、この不具

合対応業務の発注には実体がなく、利益の移転（寄附金）を外注費に仮装したものであるとして、法人税の青色申告の承認取消処分、法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分並びに消費税等の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行うとともに、神田税務署長が、原告Bが原告Aから上記外注費の一部として3553万2000円を受領したのは、原告Aから金銭の贈与を受けたものであるとして、原告Bに対し、法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行ったところ、原告らが、上記外注費の支払は実在する不具合対応業務に対する対価であり、寄附金には当たらないと主張し、原告らが受けた各法人税更正処分等はいずれも違法であるとして、各処分の取消しを求めた事案である。

なお、法人税法37条6項（平成14年法律第79号による改正前のもの。以下同じ。）は、寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与……をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする旨定めている。

1 争いのない事実等（証拠により容易に認められる事実については、証拠を掲記した。）

(1) 原告Bは、ソフトウェア開発業を営む株式会社であり、平成13年度（平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度をいう。以下同じ。）ころには、代表取締役兼甲（以下「甲」という。）、経営管理担当の常務取締役兼乙（以下「乙」という。）、技術担当の取締役兼丙（以下「丙」という。）、取締役に⑥、監査役に戊がそれぞれ就任し、株主は甲1人であった。また、原告Aは、株主が原告Bのみである、原告Bのいわゆる完全子会社であつて、原告Bと同様にソフトウェア開発業を営む株式会社であり、平成13年度ころの代表取締役、常務取締役、取締役及び監査役は、上記の⑥を除いて、いずれも原告Bと同じ構成であった。（甲6、7）

なお、原告Bの関連企業として、原告Bのみが株主であるいわゆる完全子会社として、C株式会社（以下「C」という。）及び中国法人であるB有限公司（以下「上海B」という。）があり、Cの代表取締役及び上海Bの董事長（代表者）は、いずれも甲である。（以下、原告B、原告A、C及び上海Bを合わせて「Bグループ」という。）（甲1、弁論の全趣旨）

(2) 原告Aは、平成13年4月1日、E株式会社F事業所（以下「EF事業所」という。）から、生産管理及び販売管理に関する統合ソフトウェアである「G」を構成する、以下の①ないし⑩の合計10システムのソフトウェア開発の対価を合計2億6700万円として受注した。（甲9）

- ① G仕様変更対応：コード統一恒久対応（以下「コード統一恒久対応」という。）（受注額1500万円）
- ② G仕様変更対応：G24H稼働へのカスタマイズ（以下「24H稼働へのカスタマイズ」という。）（受注額1500万円）
- ③ グローバルコスト管理システム構築（受注額3000万円）
- ④ 商流仲介管理システム構築（恒久）（以下「商流仲介管理」という。）（受注額3000万円）
- ⑤ 個別オーダー管理システム構築（受注額2000万円）
- ⑥ 調達e-commerce（受注額3000万円）

- ⑦ 情報活用アプリケーション開発（受注額2900万円）
 - ⑧ 海外生産管理の現状調査・方向付け（平成13年4月1日付け覚書（乙36）により「輸出機能：H対応」に業務名が変更されている。以下「輸出機能：H対応」という。）（受注額2000万円）
 - ⑨ G：運用&保守&管理&評価（受注額4800万円）
 - ⑩ 補材治工具発注管理システム構築（以下「補材治工具発注管理」という。）（受注額3000万円）
- (3) 前記(2)の各ソフトウェアのうち、コード統一恒久対応（前記(2)①）、24H稼働へのカスタマイズ（同②）、商流仲介管理（同④）、調達e-commerce（同⑥）、輸出機能：H対応（同⑧）及び補材治工具発注管理（同⑩）の合計6つのシステムに不具合が生じたとして、原告Aは、作成日付を平成14年1月15日とした注文書によって、原告Bに対し、これらの不具合を改善する業務（以下「本件不具合対応業務」という。）を発注し、原告Aが原告Bに対し、対価として8977万円（以下「本件不具合対応外注費」という。）及びこれに係る消費税額44万8500円を支払うこととした。（甲15の3、甲16の3、甲17の3、甲18の3、甲19の3、甲20の3）

そして、別表6及び9のとおり、原告Aは、原告Bに対し、本件不具合対応外注費と消費税額の合計942万58500円のうち、5872万6500円を平成13年度に、また、その残額である3553万2000円を平成14年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度をいう。以下同じ。）にそれぞれ支払った。

(4) 本件の課税処分の経緯

ア 諏訪税務署長は、原告Aに対し次の(ア)ないし(ウ)の各処分を行った。その経緯等は、別表1ないし3のとおりである。

(ア) 平成15年5月29日 平成13年度以後の法人税の青色申告の承認取消処分（以下「本件青色取消処分」という。）

なお、この処分に対し、原告Aは、平成15年6月20日に異議申立てをしたが、諏訪税務署長は、同年9月19日にこれを棄却した。さらに、原告Aは、同年10月14日に審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成17年6月22日、これを棄却する裁決をした。

(イ) 平成15年5月30日 平成13年度の法人税の更正処分及び当該法人税に係る重加算税の賦課決定処分

なお、これらの処分に対し、原告Aは、平成15年6月20日に異議申立てをしたが、諏訪税務署長は、同年9月19日にこれを棄却した。さらに、原告Aは、同年10月14日に審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成17年6月22日、別表2のとおり上記の法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分の一部を取り消す裁決をした（以下、同裁決による一部取消し後の原処分をそれぞれ「本件A法人税更正処分」、「本件A法人税賦課決定処分」という。）。)

(ウ) 平成15年5月30日 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの課税期間（以下「本件課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正

処分及び当該消費税及び地方消費税に係る重加算税の賦課決定処分

なお、これらの処分に対し、原告Aは、平成15年6月20日に異議申立てをしたが、諏訪税務署長は、同年9月19日にこれを棄却した。さらに、原告Aは、同年10月14日に審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成17年6月22日、別表3のとおり上記の消費税及び地方消費税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分の一部を取り消す裁決をした（以下、同裁決による一部取消し後の原処分をそれぞれ「本件A消費税更正処分」、「本件A消費税賦課決定処分」という。）。

イ 神田税務署長は、原告Bに対し、平成16年6月29日に平成14年度の法人税の更正処分（以下「本件B法人税更正処分」という。）及び当該法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件B法人税賦課決定処分」という。）を行った。

なお、これらの処分に対し、原告Bは、平成16年7月28日に異議申立てをしたが、神田税務署長は、同年10月28日にこれを棄却した。さらに、原告Bは、同年11月22日に審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成17年10月26日に審査請求を棄却する裁決をした。その経緯等は、別表7のとおりである。

(5) 被告が主張する前記(4)の各処分の根拠は、別紙のとおりである。

2 争点

本件の争点は、原告Aから原告Bに支払った本件不具合対応外注費は、寄附金を外注費のごとく仮装したものであるか否か、すなわち、原告Aが原告Bに発注した本件不具合対応業務は、実際には行われておらず、本件不具合対応外注費は、原告Aから原告Bに対し利益が振り替えられたものにすぎないか否かである。

3 争点に関する当事者の主張

（被告の主張）

原告らは、原告Bの平成13年度の決算が赤字になる見込みであり、資金不足でもあったことから、原告Bの銀行取引の必要から原告Bを黒字にし、資金不足を解消するために、平成14年2月16日のBグループの経営会議において、相当の利益が出ていた原告Aの利益の一部を原告Bの利益に振り替えるとともに、原告Bの資金不足を解消することを企図し、実際には存在しない本件不具合対応業務を原告Aが原告Bに外注したことにして、原告Aから原告Bに利益を振り替え、外注費の支払として金銭を移転させることにした。

そして、原告らは、上記経営会議の方針に基づき、不具合対応業務の存在を仮装するため、原告ら間の取引書類及び原告AがEF事業所と本件不具合対応業務を確認した旨の覚書を作成日付を遡って作成するとともに、納品を仮装するため架空のCD-ROMをEF事業所に送付したものである。

また、本件不具合対応業務が生じたとされる各システムのうち、商流仲介管理は、平成13年11月にはレスポンスが遅いという不具合は既に改善されており、輸出機能：H対応は、そもそも不具合は発生しておらず、その他のコード統一恒久対応、24H稼働へのカスタマイズ、調達e-commerce及び補材治工具発注管理は、平成13年度末までにシステム本体がEF事業所に納品されておらず、対応する不具合がそもそ

も発生することがあり得なかったものである。

さらに、原告らが本件不具合対応業務に従事したと主張している原告Bの従業員については、本件不具合対応業務を行ったとされる時期において、他のシステム開発を担当していたり、他の会社等に常駐していたりして、本件不具合対応業務には従事していなかったことが客観的に明らかである。

以上によれば、本件不具合対応業務は、およそ実体を有さない架空のものであって、そもそも存在しないというべきである。

(原告らの主張)

Bグループの経営会議において、原告Bの資金不足への対応が検討された事実はなく、また、平成14年2月16日の経営会議において、原告Aの利益を原告Bに移すことが検討されたのは、既に原告Aから原告Bに発注されていた本件不具合対応業務について、未だ契約書が作成されておらず、これを経理に正しく計上していなかったために、原告Bが黒字ではなく赤字となり、原告Aが過大な黒字を計上していたことから、これを正しく経理に反映させようとしたものにすぎず、寄附金を外注費に仮装したものではない。

また、平成13年度中にEF事業所に納品した商流仲介管理及び輸出機能：H対応のほか、これ以外の4システムについても不具合が発生する可能性があったことから、そのことをEF事業所の担当者に報告した上で、原告Aの責任でその不具合に対応することが約束され、平成13年12月25日付けの覚書（甲10）において、そのことが確認されたのである。

さらに、本件不具合対応業務のプログラムを記録したCD-ROMは、現にEF事業所に納品されているばかりか、そのCD-ROMには、修正作業を行った原告B従業員の氏名が複数記録されているのであって、また、原告らが、本件不具合対応業務に従事した従業員らに行ったアンケート調査の結果によれば、複数の者が、本件不具合対応業務に従事したことを認める回答をしていることからすれば、本件不具合対応業務が存在したことは明らかである。

以上によれば、本件不具合対応業務は、実際に存在しており、これが架空のものであるとする被告の主張は明らかに誤りである。

第3 争点に対する判断

- 1 前記争いのない事実等によれば、原告Aは、EF事業所から発注を受けて開発した統合ソフトウェアである「G」を構成するシステムのうち、合計6つのシステムに不具合が生じたとして、原告Bに対して本件不具合対応業務を発注し、原告Aは、原告Bに対し、平成13年度及び平成14年度に代金として合計9425万8500円（消費税を含む。）を支払ったことが認められる。

そして、被告は、この原告Aから原告Bに対する本件不具合対応業務の発注は、原告Bが、平成13年度の決算において赤字になる見込みであったことから、銀行取引の継続のために黒字に仮装すること及び原告Bの資金不足を解消することを企図して、Bグループの経営会議において、多額の利益が計上される原告Aの利益の一部を原告Bに振り替えるために行った、実体を伴わないものであるから、本件不具合対応外注費の支出は、原告Aから原告Bに対する寄附金に該当すると主張する。

【判示(1)】　そこで、まず原告B及び原告Aの各経営状況や資金状況、そしてBグループ経営会議

において検討され決定された内容等について検討する。

(1) ア まず、原告らがBグループの経営会議で検討した原告B及び原告Aの経営状況や平成13年度の決算方針について検討するに、該当箇所に掲記した証拠によれば、以下の事実が認められる。

(ア) Bグループにおいては、原告B及び原告Aの代表取締役の甲、同常務取締役の乙、同取締役の丙ほかの経営幹部が出席して行うBグループの経営会議をおおむね毎月開催しており、Bグループ各社の月次決算状況、経営分析及び施策の検討を行うなど、Bグループの経営に関する重要な事項を検討し決定していた。(甲6、7、59、乙1ないし6、乙40の1ないし6、原告代表者)

(イ) 平成13年10月16日の経営会議において、原告Aの平成13年度の収益予測について、経常利益が、上期が5710万2000円、年間で9533万5000円として、黒字が予測されていた一方、原告Bの収益予測について、経常利益が、上期がマイナス3602万円、年間でマイナス1億9696万7000円として赤字が予測されていた。(乙3)

(ウ) 平成13年11月13日の経営会議において、原告Aについては、平成13年度の営業利益が年間で7941万7000円と黒字が予測されていた一方、原告Bについては、営業利益が年間でマイナス2935万4000円と赤字が予測されていた。(乙40の4)

(エ) 平成13年12月15日の経営会議において、原告Aについては、平成13年度の経常利益が年間1億0871万6655円と黒字が予測されていた一方、原告Bについては、経常利益が年間マイナス2688万0825円と赤字が予測されていた。(乙4)

(オ) 平成13年12月24日の臨時経営会議において、原告Bに関し、「銀行取引の関係上、黒字にする必要がある」、「A(原告A)からの支援金額が明確にできない」との認識が出席者から示された。(乙5)

(カ) 乙は、平成13年12月25日、平成13年度の決算方針として、「連結を想定グループとして税額を減らす、C少しの赤字 B・A半分くらい」と自らのノートに記載していた。(乙7の2)

このことは、その後に乙が作成した平成14年1月30日付け「2001年度決算予想資料(1月度ver. 3)」、同年2月6日付け「同(1月度ver. 4)」及び同日付け「同(2月度ver. 1)」において、Bグループ全体の平成13年度の経常利益のほぼ2分の1ずつを原告B及び原告Aに振り分け、Cの利益をゼロにすることにより、Bグループ全体の税額を減少させるための利益調整が具体的に検討されていることと符合しており、乙が、平成13年12月25日時点で既に原告Aの利益を原告Bに振り替えることを検討していたことを窺わせるものである。

(乙8の1ないし3、証人乙(23頁))

(キ) 平成14年2月16日の経営会議において、原告Aについては、平成13年度の経常利益が年間6974万8441円として黒字が予測されていた一方、原告Bについては、経常利益が年間マイナス7292万0566円と赤字が予測されていた。そして、約1か月後に迫っていた決算の対策として、乙が提案した「2001

年度決算対応」(甲14の2)が承認された。この「2001年度決算対応」においては、「2001年度決算予想資料(1月度ver. 4)」(甲13)の数字を基に原告Aの利益を原告B及びCへ振り替えることとされ、その手法として、原告Aへの利益の振替をGの不具合対応と位置付けることとされ、具体的には、コード統一恒久対応、24H稼働へのカスタマイズ、商流仲介管理、調達e-commerce、輸出機能：H対応及び補材治工具発注管理の合計6システムに係る合計95.5人月相当分、8977万円の利益を、原告Aから原告Bに振り替えることとし、また、不具合対応が生じた時期を平成13年12月とし、原告Bへの発注は平成14年1月になって行ったこととして、注文書等の取引書類を作成し、EF事業所との間において、平成13年12月に品質不良の問題が発生したことを想定した覚書を取り交わすことなどが決定された。(甲13、14の2、乙6)

イ これらの事実によれば、平成13年10月16日に開催されたBグループの経営会議において、原告Aは、平成13年度の経常利益が1億円近い黒字となることが予測された一方で、原告Bは、同年度の経常利益が2億円近い赤字となることが予測され、同年11月及び12月の各経営会議においても、引き続き原告Aは平成13年度の決算が黒字予測であるにもかかわらず、原告Bは赤字予測であったことから、原告Bの銀行取引との関係などから原告Bの決算を黒字にするために、原告Aの利益を外注費として原告Bに振り替えることにより、原告Bの決算を黒字にすることが検討され、平成14年2月16日の経営会議において、乙が提案した「2001年度決算対応」(甲14の2)に従って、Gの6つのシステムの不具合対応業務の発注として、8977万円の利益を原告Aから原告Bに振り替えることなどが決定されたことが認められるのであって、これらの事実は、被告の主張に合致するものである。

【判示(2)】 (2)ア 次に、原告Bの保有資金の状況等について検討するに、該当箇所に掲記した証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 平成13年7月21日のBグループの経営会議において、Bグループの6月度決算状況が議題とされ、原告Bについては、当座比率が140パーセントとなり、原告らが定めた最低基準100パーセントに迫り、「来月危険」との認識が示され、「経営予測資料から、先6ヶ月で資金不足が発生する(資金が10月でショートする)」、「資金繰りでWarningが出たのは、B創業以来の事態である」、「下期に予定している銀行からの短期借上が出来ない可能性がある」、「自己資本から判断して、債務超過の傾向がある」、「急速な資金不足が発生している(急降下)」との経営分析がされ、原告Bの資金繰り対策として、I銀行より、原告Aが1億円の融資を受けて、それを原告Bへ長期貸付金として融資することなどが検討された。(乙1)

(イ) 平成13年8月20日の定例常務会において、甲と乙は、I銀行から原告Aが借り入れた1億円を原告Bに転貸すること、これとは別に原告Aから原告Bに対し1億円を融資すること、これらの合計2億円を万一に備えて準備することについて検討し、これらを踏まえ、原告Bは、同年12月に短期借入金として1億1300万円の借入れを行った。(甲38(11枚目)、乙2、7の1、原告代表

者（４０頁、４１頁）、証人乙（２８頁、２９頁）

（ウ）平成１３年１０月１６日の経営会議において、Ｂグループの８月度決算状況が議題とされ、原告Ｂについて、当座比率が１１７パーセントまで下がり、原告らの定めた最低基準１００パーセントに迫り、これについて「すれすれ手持ち資金が少なくなっている」との認識が示された。（乙３）

（エ）平成１３年１１月１３日の経営会議において、Ｂグループの１０月度決算状況が議題とされ、原告Ｂについて、流動比率が１８５パーセントになり、「長期的に見た場合、資金が足りない」との認識が示され、また、当座比率が１２２パーセントになり、「負債額が大きい」との認識が示された。（乙４０の４）

（オ）平成１３年１２月１５日の経営会議において、Ｂグループの１１月度決算が議題とされ、原告Ｂについて、流動比率が１５４パーセントとなり、「長期的に見た場合、資金が足りない」との認識が示され、また、当座比率が１１１パーセントになり、「当期利益が少ない」との認識が示された。（乙４）

（カ）平成１４年２月１６日の経営会議において、Ｂグループの１月度決算状況が議題とされ、原告Ｂについて、流動比率が１０５パーセントまで低下し、原告らの定めた最低基準２００パーセントを大きく下回り、「直近１年間に危険」との認識が示され、また、当座比率が、７８パーセントまで低下し、原告らの定めた最低基準である１００パーセントを大幅に下回り、これについて「直近３ヶ月が危険」との認識が示され、さらに、これらを踏まえた原告Ｂに関する経営判断として、「３月に５千万円の融資を依頼中。可能かは不明。内部には１億円しか資金が無い。１億円融資しても２ヶ月しかもたない。」との認識が示された。そして、このような認識を踏まえ、原告Ｂは、実際に、平成１４年３月、銀行から長期借入金として５０００万円の融資を受けた。（甲３８（１４枚目）、乙６）

（キ）平成１４年３月１６日の経営会議において、Ｂグループの２月度決算状況が議題となり、原告Ｂについては、流動比率が１２１パーセントと原告らの定めた最低基準２００パーセントを大幅に下回り、「出血が止まらない」との認識が示され、当座比率が８５パーセントと、原告らの定めた最低基準１００パーセントを下回り、これらを踏まえた原告Ｂに関する経営判断として、資金繰りが苦しく、流動比率及び当座比率がいずれも上がらないとの認識が示された。（乙４０の６）

イ これらの事実によれば、平成１３年度において、原告Ｂの流動比率及び当座比率は、内部で定めた最低基準を大幅に下回る状態にまで下落し、平成１３年７月の経営会議から平成１４年３月の経営会議に至るまで、経営会議や定例常務会において一貫して、原告Ｂに資金不足の懸念があるという認識が示され、原告Ｂの資金繰り対策として、原告Ｂが、銀行や原告Ａから融資を受ける方策が繰り返し検討されていたところ、実際に、原告Ｂは、平成１３年１２月に１億１３００万円、平成１４年３月に５０００万円の借入れを行ったことがそれぞれ認められ、原告らが、原告Ｂについて資金不足のおそれを懸念し、それに対する方策を検討し、実際に実行していたものであると認められ、このような原告Ｂの資金不足の状況は、被告が、原告Ａから原告Ｂへの利益の振替えの前提ないし動機として主張する内容と符合す

るものである。

【判示(3)】

なお、原告らは、平成13年度において原告Bに資金不足は生じていない旨主張し、原告らが本件訴え提起後の平成18年7月12日付けで作成した「本件係争年度におけるBの資金保有量に関する件」(甲38)と題する書証を提出した。しかしながら、同書証記載の当座比率や流動比率は、前記アで認定した平成13年度に開催された経営会議で示された数値とは大幅に異なるものであり、しかも、前記認定のとおり、経営会議においては、当時示された数値を元に、原告らの代表取締役や取締役等の経営幹部が、毎月のように資金不足の懸念を示していたのであり、そして現に、原告Bは、平成13年12月と平成14年3月に合計1億6300万円という多額の資金を借り入れているのであって、他に平成13年度の経営会議等に、原告Bの資金状況等について、あえて事実と異なる数値が示されたことについて首肯しうる合理的な事情は何ら見受けられないから、甲第38号証によって、上記認定を覆すには足りず、他に上記認定を覆すに足りる証拠はない。

【判示(4)】

(3) また、平成14年2月16日の経営会議で決定された前記(1)ア(キ)の決算方針に基づき、原告Aから原告Bに対する本件不具合対応外注費を8977万円と決定した経緯について検討するに、証拠(甲13、14の2、乙6・10枚目、乙8の1ないし12)によれば、平成14年2月16日の経営会議で承認された前記「2001年度決算対応」の冒頭に、「2001年度決算予想資料(1月度ver. 4)」の数字を基にAの利益をB、Cへ振り替える手続を実施する旨記載されており、この「2001年度決算予想資料(1月度ver. 4)」には、原告Aの経常利益、原告Bの経常損失及びCの経常損失を通算し、Bグループ全体としての経常利益を算定し、当該経常利益のほぼ2分の1の金額ずつを原告A及び原告Bに振り替え、また、Cの経常利益をゼロにすることによって、Bグループ全体としての法人税等を減少させる試算を行っていることが認められ、同様の試算を繰り返した結果、平成14年2月20日付け「2001年度決算予想資料(2月度ver. 2)」(乙8の4)によって、原告Aから原告Bに対する振替額を8977万円に確定したものと認められる。そうすると、本件不具合対応外注費の額は、本件不具合対応業務の現実の作業実績に基づいて試算、決定されたのではなく、むしろ、専らBグループ全体としての利益調整という観点から試算し、決定されたということができる。

【判示(5)】

これに対し、原告らは、平成14年1月31日に丙が本件不具合対応業務の作業時間を合計95.5人月と見積もり、これを基に乙が前記「2001年度決算対応」を作成し、8977万円という振替額を算定したものであると主張する。しかしながら、仮に平成14年1月31日の時点で丙が本件不具合対応業務の作業時間を合計95.5人月と見積もり、これを基に振替額が算定されたというのであれば、その後の試算は、95.5人月に標準単価である94万円/1人月(乙12・7枚目、原告代表者)を乗じた8977万円で確定するはずであるのに、平成14年2月6日付け「2001年度決算予想資料(1月度ver. 4)」(乙8の2)の試算は8958万5000円、同日付け「2001年度決算予想資料(2月度ver. 1)」(乙8の3)の試算は9265万4000円とされていることがそれぞれ認められるのであって、丙が見積もったとされる95.5人月に基づいた試算が行われていないことは明らかである。

むしろ、上記の各試算は、上記に説示したとおり、専らBグループに属する原告Aの経常利益と原告B及びCの経常損失を通算し、これを調整することによって算定されたものであると解されるのであって、この点に関する原告らの主張は到底採用できない。

【判示(6)】

(4) さらに、Bグループの経営会議は、前示のとおりBグループの経営に関する重要な事項を検討し決定する会議であるところ、本件不具合対応業務に係る6システムの開発費用としてEF事業所から受注した額の合計が1億4000万円である中で、それらの6システムに関する本件不具合対応に係る外注費が9000万円弱という多額に上り、上記受注額全体の6割以上を占めてしまうという事態になっているにもかかわらず、証拠(乙1ないし6、40の1ないし6、証人丙)によれば、原告らの技術担当の取締役である丙は、Bグループの経営会議において、毎回、「G(開発)状況」と題する経営会議資料の添付資料を作成してG本体の開発状況について報告していたにもかかわらず、Gの不具合対応業務については、これらの資料には一切記載しなかっただけでなく、経営会議において口頭の報告すらしていなかったことが認められる。そして、証拠(甲59、証人丙、原告代表者)によれば、EF事業所らEグループに対する売上は、原告Aの売上の90パーセント以上を占めることが認められ、真にEF事業所に納品したシステムに不具合が発生したのであれば、その進捗状況やそれに要する費用等は、Bグループの経営会議における重要な関心事であると解されるところ、上記のとおり、丙は、この状況について、経営会議に提出したGの開発状況資料に全く記載せず、口頭での報告さえもしていないというのであり、さらに、本件不具合対応業務の進捗状況に関する記載は、Bグループの経営会議の議事録等には一切見当たらないのであって、これらは、およそ真に多額の費用を要する不具合対応業務が行われていたとすれば、通常考え難い状況であるといわざるを得ないところ、この点について何ら首肯しうる合理的な説明はされていない。

(5) このように、原告B及び原告Aの各経営状況や資金状況、そしてBグループ経営会議において検討され決定された内容等について検討した結果によれば、被告の主張に符合する事実が認められるものの、原告の主張するような本件不具合対応業務が現実に行われたことを推測させるような事実は認められず、むしろその存在を否定すべき事実が多数見受けられる。

2 そこで次に、Gに生じたとされる不具合の発生状況、本件不具合対応業務の存否及び内容等について検討する。

【判示(7)】

(1) まず、本件不具合対応業務に係る前記合計6システムの開発状況及び不具合の発生状況について検討するに、該当箇所に掲記した証拠によれば、①コード統一恒久対応は、平成13年10月ころまでは上海B等でシステム開発等がされていたが、原告Aは、EF事業所の指示を受けて同年11月ころに開発作業を中断し、その後はEF事業所に納品されていないこと(乙4・6枚目、乙40の4・7枚目、乙40の6・7枚目、乙41、証人丙)、②24H稼働へのカスタマイズは、EF事業所が開発の仕様を原告Aに示しておらず、そもそも開発を依頼していないため、EF事業所にシステム本体は納品されておらず、平成13年9月8日の原告らの経営会議の時点で業務が中止されていること(乙40の3・6枚目、乙40の6・7枚目、乙41、51、

53の1)、③商流仲介管理は、平成13年9月にシステム本体が納品され、同年10月に本格稼働されたが、レスポンスが遅いという不具合があったため、原告Aの従業員が頻繁にEF事業所に来て修正を行い、平成13年11月2日ころまでに不具合が改善され、そのころ修正後のシステムのプログラムCDが改めて納品され、その後、不具合は発生しておらず、その他の使い勝手等の改善については、EF事業所に常駐していた原告Aの従業員によって平成14年1月までに改善されたこと(乙3・7枚目、乙41、51、53の1)、④調達e-commerceは、「購買発注管理」等のシステムに業務名が変更され、平成14年6月になってシステム本体を稼働したものであり、調達e-commerceのシステム本体は、平成13年度中にEF事業所に納品されていないこと(乙40の6・6枚目、7枚目、乙41)、⑤輸出機能：H対応は、平成13年9月にEF事業所に納品されたが、特に不具合が発生することではなく、同年11月ころから本格稼働されたものであること(乙3・7枚目、乙41)、⑥補材治工具発注管理は、「発注管理」等のシステムに業務名が変更され、平成14年5月ころに原告Aに作業の指示がされ、同年9月になってから稼働されたものであり、補材治工具発注管理のシステム本体は、平成13年度中にEF事業所に納品されていないこと(乙4・6枚目、乙41)がそれぞれ認められる。

以上によれば、本件の不具合が発生したとされる上記合計6システムのうち、①コード統一恒久対応、②24H稼働へのカスタマイズ、④調達e-commerce及び⑥補材治工具発注管理については、開発作業の中止、中断等の理由によって、平成13年度末までにそもそもシステム本体がEF事業所に納品されていないのであって、これらの4システムに対応する不具合対応業務は同時期までにはされていないと推認され、また、③商流仲介管理については、平成13年11月初旬には不具合が改善され、そのころ改善後のシステムが納品されるとともに、使い勝手の改善は、原告Aの従業員限りで対応が可能なものであって、その作業は、平成14年1月には完了しており、さらに、⑤輸出機能：H対応については、そもそも不具合が生じていなかったと認められるのであって、以上の6システムの本体の開発状況及び本体に付随する不具合の発生状況からすれば、そもそも本件不具合対応業務が存在したとは考え難いといわざるを得ない。

- (2) さらに、本件不具合対応業務の外注を受けた原告Bの従業員が、実際に本件不具合対応業務を行ったか否かについて検討する。

【判示(8)】

ア 証拠(甲21の1、2、乙12・資料4(作業実績調査結果)、乙51、証人k)によれば、原告Aは、諏訪税務署係官の求めに応じ、「作業実績調査結果」(乙12・資料4)を諏訪税務署長に提出したところ、これによれば、原告Bの従業員合計30名が平成13年11月から平成14年3月にかけて本件不具合対応業務に従事したとされており、そこに記載されている従業員、当該従業員が修正したシステム名及び各月の作業実績時間をまとめると、別表10のとおりとなる。

しかしながら、前記2(1)で検討したとおり、本件不具合対応業務に係る合計6システムのうち、まず、コード統一恒久対応、24H稼働へのカスタマイズ、調達e-commerce及び補材治工具発注管理については、平成13年度末までにそもそもシステム本体が納品されておらず、次に、商流仲介管理に発生した不具合

は、原告Aの従業員によって平成13年11月上旬までに修正作業が完了し、さらに、輸出機能：H対応については、そもそも不具合が発生しなかったことが認められるから、それにもかかわらず、原告Bの従業員が本件不具合対応業務に従事した旨を記載してある上記「作業実績調査結果」は、そもそも、全体として、その信憑性に極めて乏しいものであるといわざるを得ない。

【判示(9)】

【判示(10)】

イ しかも、個別的に見ると、該当箇所に掲記した証拠によれば、上記「作業実績調査結果」(乙12・22枚目、23枚目)に記載されている従業員のうち、①J(別表10の順号1)については、例えば、平成14年1月中に本件不具合対応業務(コード統一恒久対応)に合計227時間従事したとされているが(乙12・22枚目)、J本人が作成した勤務報告によれば、同人の同月中の労働時間は合計160.5時間とされ(乙31・3枚目)、しかも、原告Bの労務管理に関する稟議書によれば、同月中の同人の担当業務が、「K/災害事例情報システム構築」とされている(乙16・3枚目)ことからすると、Jが平成14年1月中に本件不具合対応業務に合計227時間従事した旨の上記「作業実績調査結果」の記載が事実であるとは到底認められず、②L(同順号4)については、例えば、平成13年12月中に本件不具合対応業務(コード統一恒久対応)に合計269時間従事したとされているが(乙12・22枚目)、L本人が作成した勤務報告によれば、同人の同月中の労働時間は合計193時間とされ(乙28・2枚目)、しかも、上記稟議書によれば、同月中の同人の担当業務は「K/資産管理システム設計支援」とされている(乙15・3枚目)ことからすると、Lが平成13年12月中に本件不具合対応業務に合計269時間従事した旨の上記「作業実績調査結果」の記載が事実であるとは到底認められず、③M(同順号8)については、例えば、平成14年1月中に本件不具合対応業務(24H稼働へのカスタマイズ)に合計242.5時間従事したとされているが(乙12・22枚目)、M本人が作成した勤務報告によれば、同人の同月中の労働時間は合計172時間とされ(乙29・3枚目)、しかも、上記稟議書によれば、同月中の同人の担当業務が、「K/資産管理システム設計支援」とされている(乙16・3枚目)ことからすると、Mが平成14年1月中に本件不具合対応業務に合計242.5時間従事した旨の上記「作業実績調査結果」の記載が事実であるとは到底認められず、④N(同順号17)については、例えば、平成14年1月中に本件不具合対応業務(商流仲介管理)に合計238.5時間従事したとされているが(乙12・22枚目)の、N本人が作成した勤務報告によれば、同人の同月中の労働時間は合計168時間とされ(乙30・3枚目)、しかも、上記稟議書によれば、同月中の同人の担当業務が、「K/資産管理システム設計支援」とされている(乙16・3枚目)ことからすると、Nが平成14年1月中に本件不具合対応業務に合計238.5時間従事した旨の上記「作業実績調査結果」の記載が事実であるとは到底認められず、さらに、⑤O(同順号24)については、例えば、平成14年1月中に本件不具合対応業務(輸出機能：H対応)に合計217時間従事したとされているが(乙12・23枚目)、O本人が作成した勤務報告によれば、同人の同月中の労働時間は合計158.5時間とされ(乙32・3枚目)、しかも、上記稟議書によれば、同月中の同人の担当業務が、「K/MEE T・設備工事機能追

加(1)」とされている(乙16・3枚目)ことからすると、Oが平成14年1月中に本件不具合対応業務に合計217時間従事した旨の上記「作業実績調査結果」の記載が事実とは到底認められない。

そうすると、このように、およそ事実であるとは到底認められない本件不具合対応業務の作業実績が多数記載されている上記「作業実績調査結果」は、およそ、本件不具合対応業務を偽装するために作出された資料であるというほかなく、内容についておよそ信用するに足りないといわざるを得ないから、そこに記載された作業実績をもって本件不具合対応業務が存在したものとは到底認められない。

ウ さらに、該当箇所に掲記した証拠によれば、諏訪税務署の係官が、原告Bを既に退職して原告Bとの利害関係がなくなっていた元従業員(P(乙17)、Q(乙18)、R(乙19)、S(乙20)、T(乙21、35)、U(乙22)、V(乙23)、W(乙24の1及び2))から聴取した結果によれば前記「作業実績調査結果」(乙12・資料4)に記載され、平成13年11月から平成14年3月にかけて不具合対応業務に従事したとされる原告Bの従業員のうち、①X(別表10の順号2)は、庶務ないし経理担当で書類の管理をしており、プログラムの入力ができず、Gの修正はしていないこと(乙17ないし19、21、24の2)、②S(同順号3)は、Yに常駐してYの仕事をしていて、Gの修正はしていないこと(乙19ないし21、35)、③V(同順号5)は、プログラムは素人で入社し、当時はYに常駐してYの仕事をしていて、Gの修正はしていないこと(乙22、23、35)、④Z(同順号6)は、当時はKやaの仕事をしていて、Gの修正はしていないこと(乙19)、⑤b(同順号7)は、営業なのでプログラム開発は全くやっていないほか、パソコンを使う仕事はできず、Gの修正はしていないこと(乙17、18)、⑥M(同順号8)は、当時はKの仕事をしていて、Gの修正はしていないこと(乙24の2)、⑦d(同順号9)は、当時はYに常駐してYの仕事をしていて、Gの修正はしていないこと(乙17、19、35)、⑧e(同順号10)は、当時はf大学に常駐してf大学の仕事をしていて、Gの修正はしていないこと(乙17、18)、⑨g(同順号14)は、当時はGの修正はしていないこと(乙18)、⑩h(同順号15)は、当時はYに常駐してYの仕事をしていて、Gの修正はしていないこと(乙22、23、35)、⑪U(同順号16)は、当時はYに常駐してYの仕事に追われており、しかも、業務コンサルティングしかできないためプログラムの修正はできず、Gの修正はしていないこと(乙22、23、35)、⑫N(同順号17)は、当時はKの仕事をしていて、Gの修正はしていないこと(乙24の2)、⑬T(同順号18)は、当時はYに常駐して常駐者の管理をしていたほか、システム開発の技術がなく、Gの修正はしていないこと(乙18、21、35)、⑭W(同順号19)は、当時はKの仕事をしていて、Gの修正はしていないこと(乙24の1及び2)、⑮i(同順号28)は、当時はYに常駐してYの仕事をしていて、Gの修正はしていないこと(乙22、23)、⑯R(同順号29)は、当時はG又はHに常駐して、Gの修正はしていないこと(乙18、19)がそれぞれ認められる。

これらによれば、上記の16名については、本件不具合対応業務に従事するための技術的能力を有しないか、あるいは、他の開発業務等に従事していたために本件

不具合対応業務に従事できる環境になかったことが認められ、いずれも本件不具合対応業務に従事したとは認められないのであって、このように、およそ事実であるとは認められない本件不具合対応業務の作業実績が多数記載されている上記「作業実績調査結果」は、それ自体が全体として本件不具合対応業務を偽装するために作出された資料であると認めるほかなく、そこに記載された作業実績をもって本件不具合対応業務が存在したものとはおよそ認めることはできない。

【判示(11)】 (3)ア これに対し、原告らは、平成15年4月23日に諏訪税務署の係官が、L（別表10の順号4）、Z（同順号6）、g（同順号14）及びj（同順号27）から、同人らが本件不具合対応業務に従事した事実を確認したはずである旨主張する。

しかしながら、証拠（乙51、証人k）によれば、諏訪税務署の係官による上記の原告B従業員らに対する事情聴取は、同係官が、従業員から真実の話を聴取したいので、個別に面接させていただきたいと依頼したところ、原告Bの代表取締役である甲が、「社員との個別の面談は認められない」と言って拒否し、「役員が立会いすれば社員の聴取に応じる」、「立会いしろ、乙、丙。信義則に反する行為があったら、発言をやめさせろ」、「社員に個人はない、間違えた答えを正して何が悪いのか」などと、回答して取締役らの立会いを要求し、結局、取締役である乙及び丙の立会いの下で、質疑応答がされ、さらに、甲が、聴取書を作成して従業員に署名押印させることを固く拒否したことから、聴取書も作成することができなかったことが認められ、このように、原告Bの代表取締役である甲をはじめとする役員らの有形無形の強い圧力のもとで、原告Bの一社員である上記4名が、本件不具合対応業務について真実を述べたものとはおよそ解することはできず、その内容についても、甲の妨害により聴取書さえ存在しないのであって、この点に関する原告らの主張は到底採用できない。

【判示(12)】 イ また、原告らは、平成19年7月18日付け「アンケート調査への回答の御願い」（甲55）に対し、原告Bの現役ないし元従業員が、本件不具合対応業務に従事した旨の回答をしている（甲56の1ないし6）ことを根拠として、本件不具合対応業務が存在していた旨主張する。

しかしながら、上記「アンケート調査への回答の御願い」は、「作業実績調査結果」（乙12・資料4）と同じ内容の作業実績表を添付して、その作業実績に誤りがないかどうかを問い、これを常務である乙宛てに回答するように求めるものであるところ、上記「作業実績調査結果」には、事実と異なる作業実績が記載されていて、その記載内容に信憑性がないことは前記(2)のとおりであって、作業実績表の記載どおりに不具合対応業務に従事したなどとする上記回答結果を直ちに信用することは困難であるといわざるを得ないから、この点に関する原告らの主張は到底採用できない。

【判示(13)】 ウ さらに、原告らは、原告BがEF事業所に納品した本件不具合対応業務のプログラムCD-ROM（乙12・資料5ないし8。以下「本件不具合対応CD」という。）には、原告Bの従業員らの氏名が記録されており、これらはいずれも改ざんのしようがないから、原告Bの従業員が本件不具合対応業務に従事したことは明らかである旨主張する。

しかしながら、たしかに、証拠（甲40ないし44）によれば、本件不具合対応CDから出力したとされるスクリプトの表示には、平成13年12月から平成14年3月までの期間に修正作業を行った者として、①X（別表10の順号2）、②S（同順号3）、③L（同順号4）、④V（同順号5）、⑤Z（同順号6）、⑥b（同順号7）、⑦M（同順号8）、⑧d（同順号9）、⑨e（同順号10）、⑩m（同順号11）、⑪n（同順号12）、⑫Q（同順号13）、⑬g（同順号14）、⑭U（同順号16）、⑮N（同順号17）、⑯T（同順号18）、⑰W（同順号19）及び⑱p（同順号23）の氏名が記録されていると認められるが、そもそも修正作業を行った本人の氏名が必ず記録されるという保証はなく（氏名ではなく「B」などと入力している例さえある。）、また、本件不具合対応CDに氏名が記録されている上記従業員中、前記のとおりプログラムを修正する技術的能力を有しないと認められる者（例えば、X等）の氏名も記録されているのであって、このことは、そのような者が本件不具合対応業務に従事したことを裏付けるものではなく、むしろ、原告BがEF事業所に納品した本件不具合対応CDそのものが本件不具合対応業務を仮装するために作出されたものであることを推認させるものである。

さらに、本件不具合対応CDの作成の経緯について、証拠（甲13、14の2、乙6、33）によれば、平成14年2月16日の経営会議によって決定された決算方針に基づき、原告Aの原告Bに対する利益の振替えを実施するための手順を記載した「作業項目」と題する書面（乙33）には、作業項目として、「CD-ROM」の作成が掲げられ、その作成日が「3/11（月）」、作成対象として「1月分一式、2月分一式、3月分一式」と記載されていることからすれば、本件不具合対応CDは、上記の経営会議後にはじめて作成されることが決定されたものであることが認められるのであって、このことは、当時EF事業所の主任であったqが、平成19年1月17日に関東信越国税局の係官に対し「不具合対応プログラムのCDは、EF事業所が要求したものではなく、突然、原告Aから送られてきたものであり、EF事業所にとって使いみちがなかったので必要がなく無視していた」などと供述していること（乙43）とも符合するのであって、これらの本件不具合対応CDの作成の経緯からしても、本件不具合対応CDが、本件不具合対応業務を仮装するために作出されたものであることが推認される。

そして、以上によれば、本件不具合対応CDは、平成14年2月16日の経営会議によって決定された決算方針に基づいてはじめて作成することが決定され、作成されたものであり、本件不具合対応業務が存在したことを仮装するために作成されたものと認められるから、この点に関する原告らの主張は到底採用できない。

【判示(14)】

エ さらに、原告らは、本件不具合対応業務に係る合計6システムについて、実際に不具合が発生していたことは、原告らが作成した本件不具合対応業務に係る外注申請書、御見積書、注文書、注文請書、納品書、検収書及び請求書が存在することや、原告AとEF事業所が締結した平成13年12月25日付け覚書（以下「本件覚書」という。甲10）において、本件の不具合の発生が確認されていることから明らかである旨主張する。

しかしながら、本件不具合対応業務が存在しないことは、前記2(1)及び(2)で詳

述したとおりであって、それにもかかわらず、あたかも本件不具合対応業務が存在したかのような記載がされている原告A作成の外注申請書（平成14年1月7日付け（甲15の1、甲16の1、甲17の1、甲18の1、甲19の1、甲20の1））、原告B作成の御見積書（平成14年1月7日付け（甲15の2、甲16の2、甲17の2、甲18の2、甲19の2、甲20の2））、原告A作成の注文書（平成14年1月15日付け（甲15の3、甲16の3、甲17の3、甲18の3、甲19の3、甲20の3））、原告B作成の注文請書（平成14年1月15日付け（甲15の4、甲16の4、甲17の4、甲18の4、甲19の4、甲20の4））、原告B作成の納品書（平成14年1月31日、同年2月28日及び同年3月29日付け（甲15の5、7、9、甲16の5、7、9、甲17の5、7、9、甲18の5、7、甲19の5、7、9、甲20の5、7、9））、原告A作成の検収書（平成14年1月31日、同年2月28日及び同年3月29（31）日付け（甲15の6、8、10、甲16の6、8、10、甲17の6、8、10、甲18の6、8、甲19の6、8、10、甲20の6、8、10））及び原告B作成の請求書（平成14年1月31日、同年2月28日及び同年3月31日付け（甲15の11ないし13、甲16の11ないし13、甲17の11ないし13、甲18の9、10、甲19の11ないし13、甲20の11ないし13））並びに本件覚書は、いずれも、およそ真実を記載したものとは認められないというほかない。

【判示(15)】

しかも、平成14年2月16日の経営会議によって決定された平成13年度の決算方針に基づいて原告Aの原告Bに対する利益の振替えを実施するための手順を記載した「作業項目」と題する書面（乙33）によれば、上記の外注申請書、御見積書、注文書、注文請書、納品書、検収書及び請求書については、「2/25（月）」、「2/28（木）」及び「3/1（金）」に作成するとされていること、本件覚書については、「平成13年12月25日」付けて「2/25（月）」に作成するとされていることがそれぞれ認められ、これらのことからすれば、上記の外注申請書、御見積書、注文書、注文請書、納品書、検収書及び請求書並びに本件覚書は、いずれも、上記の平成14年2月16日の経営会議後に作成日付を遡って作成することが決定されたものであることが認められるのであって、いずれも、その信憑性に乏しいものである。

【判示(16)】

さらに、本件覚書については、証拠（乙51、52の1、3、証人k、原告代表者）によれば、EF事業所のrは、原告らの取締役らから、平成14年2月下旬ころ、本件覚書に記名押印することを求められた際、本件覚書の作成日付が平成13年12月25日と約3か月前の日付になっていたことや、EF事業所としては、原告Aに対し商流仲介管理及び輸出機能：H対応の2システムについてのみ改善要求をただけであるにもかかわらず、不具合対応の対象として他のシステムも記載されていたことに気付いたが、原告らの取締役から原告Bの社内的に必要であると言われたことから、言われるままに記名押印したものであること、また、rは、原告らの代表取締役である甲から写真代と称して月々20万円のリベートを受け取っていたことがそれぞれ認められ、これらのことからすれば、rが、上記のとおり事実と異なる内容が記載された本件覚書に記名押印したとしても、そのことが格別不

自然であるとはいえない。

そうすると、上記の外注申請書、御見積書、注文書、注文請書、納品書、検収書及び請求書並びに本件覚書は、いずれも到底信用できないものといわざるを得ないから、この点に関する原告らの主張は到底採用できない。

3 まとめ

(1) 原告Aに対する課税処分等の適法性について（第1事件）

ア 本件不具合対応業務の実体が存在しないことは、前記1及び2で検討したとおりであるから、本件不具合対応外注費の支出は、原告Aの原告Bに対する贈与又は無償の供与に該当し寄附金（平成14年法律第79号による改正前の法人税法37条6項）であると認められる。

そして、原告Aの平成13年度分の納付すべき法人税の税額は、別表4の「納付すべき税額」欄に記載したとおり、3678万円であり、本件A法人税更正処分に係る納付すべき税額と同額となるから、本件A法人税更正処分は適法である。

また、原告Aの本件課税期間の納付すべき消費税及び地方消費税の税額は、それぞれ、別表5の消費税の「納付すべき税額」及び地方消費税の「納付すべき譲渡割額」の各欄に記載したとおり、消費税が2699万4500円、地方消費税が674万8600円であり、本件A消費税更正処分に係る納付すべき税額と同額となるから、本件A消費税更正処分は適法である。

【判示(17)】

イ 前記1及び2で認定した事実によれば、原告Aは、代表取締役である甲や経営管理担当の取締役である乙らにおいて、本件不具合対応業務の実体が存在しないことを十分に知悉していたにもかかわらず、内容虚偽の注文書及び注文請書等を作成するなどして外注費に仮装し、原告Aの平成13年度の法人税及び本件課税期間の消費税及び地方消費税について納付すべき税額を過少に申告していたものであると認められるから、この原告Aの行為は、国税通則法68条1項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。

そして、原告Aに課される法人税の重加算税の額は、別表2の審査裁決に係る「重加算税の額」欄に記載したとおり、892万8500円であり、本件A法人税賦課決定処分の税額と同額となるから、本件A法人税賦課決定処分は適法である。

また、原告Aに課される消費税及び地方消費税の重加算税の額は、別表3の審査裁決に係る「重加算税の額」に記載したとおり、156万8000円であり、本件A消費税賦課決定処分の税額と同額となるから、本件A消費税賦課決定処分は適法である。

ウ 本件青色取消処分について

【判示(18)】

法人税法127条1項は、「その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し」た場合（3号）において青色申告の承認を取り消すことができると規定し、同法施行規則59条1項は、青色申告法人が整理、保存すべき帳簿書類として、総勘定元帳（1号）や、取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類

及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し（３号）等を規定しているところ、前記１及び２で認定した事実及び証拠（甲３、１５の３、４、甲１６の３、４、甲１７の３、４、甲１８の３、４、甲１９の３、４、甲２０の３、４）によれば、原告Ａは、甲及び乙らにおいて、平成１３年度において本件不具合対応業務が存在しないことを十分に知悉していたにもかかわらず、原告Ａが原告Ｂに本件不具合対応業務を発注した旨の虚偽の注文書、及び原告Ｂが原告Ａから本件不具合対応業務を受注した旨の虚偽の注文請書を作成するとともに、原告Ａの総勘定元帳の外注加工費科目に寄附金を仮装計上していたことが認められるから、この原告Ａの行為は、「帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し」た場合に該当する。したがって、本件青色取消処分は適法である。

(２) 原告Ｂに対する課税処分の適法性について（第２事件）

ア 前記１及び２で認定した事実によれば、原告Ｂが原告Ａから本件不具合対応外注費の一部として受領した３５５３万２０００円は、何らの対価があるものではなく、原告Ａから金銭の贈与を受けたものと認められ、平成１４年度分の納付すべき法人税の税額は、別表８の「納付すべき税額」欄に記載したとおり、１７３３万５０００円であり、本件Ｂ法人税更正処分に係る納付すべき税額と同額となるから、本件Ｂ法人税更正処分は適法である。

イ 上記アのとおり、本件Ｂ法人税更正処分は適法であるところ、これを前提とした過少申告加算税の額は、１５４万６５００円となり、本件Ｂ法人税賦課決定処分の額（１５４万６０００円）を上回るから、本件Ｂ法人税賦課決定処分は適法である。

第４ 結論

したがって、原告らの請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法７条、民事訴訟法６１条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第３部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 工藤 哲郎

裁判官古田孝夫は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 定塚 誠

(別紙)

第1 第1事件に関する被告の主張

1 原告Aに対する更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件A法人税更正処分の根拠

原告Aの平成13年度の法人税の所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

ア 所得金額 (別表4・順号⑦) 1億2566万0683円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)の金額を加算し、同(ウ)の金額を減算した金額に、同(エ)の金額を加算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (別表4・順号①) 3754万9347円

上記金額は、原告Aの平成13年度の法人税の確定申告書 (以下「本件A法人税申告書」という。)に記載された所得金額である。

(イ) 外注費の架空計上額 (別表4・順号②) 8977万0000円

上記金額は、本件不具合対応外注費であるところ、本件不具合対応業務については、外注の事実がないことから、原告Aの平成13年度における損金の額には算入されない。

(ウ) 寄附金の損金算入額 (別表4・順号④) 5872万6500円

上記金額は、原告Aが本件不具合対応外注費として処理した金員8977万円及び当該金員に係る消費税等448万8500円の合計額9425万8500円 (別表6・順号⑦と⑧の合計額)のうち、平成13年度において原告Bに支払われた金額の合計額5872万6500円 (別表6・順号⑩)であり、当該金額は法人税法37条6項の寄附金に該当する。

また、当該合計額9425万8500円 (別表6・順号⑦と⑧の合計額)のうち、平成13年度末において未払金の額に相当する金額3553万2000円 (別表6・順号⑤と⑥の合計額)は、法人税法施行令78条 (平成14年政令第271号による改正前のもの)により、平成13年度の損金の額に算入されない。

(エ) 寄附金の損金不算入額 (別表4・順号⑥) 5706万7836円

上記金額は、法人税法37条2項により計算した下記aの金額のうち、同bの金額を超える金額であり、当該金額は、損金の額に算入されない。

a 平成13年度に支出した寄附金の額 5872万6500円

上記金額は、原告Aが平成13年度において支出した寄附金の額の合計額 (別表6・順号⑩)である。

b 寄附金の損金算入限度額 165万8664円

上記金額は、下記(a)の金額及び同(b)の金額の合計額の2分の1に相当する金額である (法人税法施行令73条 (平成14年政令第104号による改正前のもの。以下同じ。)1項1号)。

(a) 資本等の金額を基礎として計算した金額 15万0000円

上記金額は、原告Aの平成13年度終了の時点における資本等の金額である6000万円の千分の2.5に相当する金額である (法人税法施行令73条1項1号イ)。

(b) 所得の金額を基礎として計算した金額 316万7329円

上記金額は、上記アの(ア)の原告Aの申告所得金額3754万9347円に同アの(イ)の外注費の架空計上額8977万円を加算し、原告Aが本件A法人税申告書に記載した控除を受ける所得税額6万4185円及び控除の対象とした外国法人税額56万

1991円の合計額を減算した金額の百分の2.5に相当する金額である（法人税法施行令73条1項1号ロ、同条2項）。

イ 納付すべき税額（別表4・順号⑩） 3678万0000円

上記金額は、下記(ア)の金額から同(イ)の金額を控除した金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(ア) 法人税額（別表4・順号⑧） 3705万8000円

上記金額は、前記アの所得金額1億2566万円（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）のうち、800万円については、法人税法66条2項及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「負担軽減法」という。）16条1項により100分の22の税率、残額の1億1766万円については、法人税法66条1項及び負担軽減法16条1項により100分の30の税率をそれぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

(イ) 控除税額（別表4・順号⑨） 27万7980円

上記金額は、下記aの金額と同bの金額の合計額である。

a 所得税額の控除額 6万4185円

上記金額は、法人税法68条により控除する所得税額であり、本件A法人税申告書に記載された金額と同額である。

b 外国税額控除 21万3795円

上記金額は、法人税法69条により本件A法人税申告書に記載された控除対象外国法人税額を基礎に計算した金額である。

(2) 本件A法人税更正処分の適法性

原告Aの平成13年度の法人税の納付すべき税額は、前記(1)イのとおり3678万円であるところ、この金額は、本件A法人税更正処分の納付すべき税額（別表2）と同額であることから、本件A法人税更正処分は適法である。

2 本件A消費税更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件A消費税更正処分の根拠

原告Aの本件課税期間の消費税の課税標準額並びに納付すべき消費税額及び譲渡割額（以下「消費税額等」という。）は、次のとおりである。

ア 課税標準額（別表5・順号①） 9億9760万0000円

上記金額は、原告Aの本件課税期間の消費税等の確定申告書（以下「本件消費税等申告書」という。）に記載された課税標準額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表5・順号②） 3990万4000円

上記金額は、消費税法29条により、上記アの課税標準額9億9760万円に100分の4の税率を乗じた金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別表5・順号③） 1290万9498円

上記金額は、消費税法30条1項により課税標準額に対する消費税額から控除する金額であり、下記(ア)の金額から同(イ)の金額を差し引いた金額である。

(ア) 確定申告額（別表5・順号④） 1650万0298円

上記金額は、原告Aの本件消費税等申告書に控除対象仕入税額として記載されている金額

である。

(イ) 外注費の架空計上に係る消費税相当額 (別表 5・順号⑤) 359万0800円

上記金額は、前記 1 (1) ア(イ)で述べた外注費の架空計上額 8977万円に係る消費税相当額 359万0800円である。

エ 納付すべき税額 (別表 5・順号⑥) 2699万4500円

上記金額は、上記イの課税標準額に対する消費税額から、上記ウの控除対象仕入税額を控除した金額 (国税通則法 119 条 1 項により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの) である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税額 (別表 5・順号⑦) 2699万4500円

上記金額は、地方税法 72 条の 77 第 2 号及び同法 77 条の 82 により、上記エの納付すべき消費税額 2699万4500円である。

カ 納付すべき譲渡割額 (別表 5・順号⑧) 674万8600円

上記金額は、地方税法 72 条の 83 により上記オの地方消費税の課税標準となる消費税額 2699万4500円に 100 分の 25 の税率を乗じた金額 (地方税法 20 条の 4 の 2 第 3 項により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの) である。

(2) 本件 A 消費税更正処分の適法性

原告 A の本件課税期間に係る納付すべき消費税の額及び地方消費税の額は、それぞれ前記 (1) エの 2699万4500円及び同カの 674万8600円であるところ、当該金額は、本件 A 消費税更正処分における納付すべき消費税の額及び地方消費税の額 (別表 3) と同額であることから、本件 A 消費税更正処分は適法である。

3 原告 A に対する賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 賦課決定処分の根拠

前記 1 及び 2 のとおり、本件 A 各更正処分は適法であるところ、原告 A は、平成 13 年度の法人税及び本件課税期間の消費税等について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、納付すべき税額を過少に申告していたことについて国税通則法 65 条 4 項の正当な理由は存在しない。

また、原告 A は、外注の事実がない本件不具合対応業務について、虚偽の納品書等を作成するなどして、原告 A の外注費であるかのような外観を作出し、平成 13 年度の法人税及び本件課税期間の消費税等について、納付すべき税額を過少に申告したものであり、この原告 A の行為は、国税通則法 68 条 1 項の「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。

したがって、原告 A に課されるべき加算税の額は、国税通則法 68 条 1 項に基づき、次のとおり計算した金額となる。

ア 本件 A 法人税賦課決定処分の根拠

(ア) 重加算税の計算の基礎となるべき税額 2551万0000円

上記金額は、原告 A が本件 A 法人税更正処分により新たに納付すべき法人税額 (前記 1 (1) イの納付すべき税額 3678 万円から、本件 A 法人税申告書における差引所得に対する法人税額 1126 万 8100 円を控除した金額 (国税通則法 118 条 3 項により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの)) である。

(イ) 重加算税の額 892万8500円

上記金額は、国税通則法 68 条 1 項により上記アの金額に 100 分の 35 の割合を乗じて算出した金額である。

イ 本件 A 消費税賦課決定処分の根拠

(ア) 重加算税の計算の基礎となるべき税額 448 万 0000 円

上記金額は、原告 A が本件 A 消費税更正処分により新たに納付すべき消費税等の額（前記 2 の (1) エの納付すべき消費税額 2699 万 4500 円及び同力の納付すべき譲渡割額 674 万 8600 円の合計額 3374 万 3100 円から、原告 A の本件消費税等申告書における差引消費税額 2340 万 3700 円及び同申告書の譲渡割額の納税額 585 万 0900 円を控除した金額（国税通則法 118 条 3 項により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの））である。

(イ) 重加算税の額 156 万 8000 円

上記金額は、国税通則法 68 条 1 項により上記アの金額に 100 分の 35 の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 賦課決定処分の適法性

原告 A に課されるべき重加算税の額は、本件 A 法人税賦課決定処分及び本件 A 消費税賦課決定処分の額（別表 2 及び 3）と同額であるから、本件 A 法人税賦課決定処分及び本件 A 消費税賦課決定処分はいずれも適法である。

4 本件青色取消処分の適法性

原告 A は、平成 13 年度において、外注の事実がない本件不具合対応業務についての虚偽の納品書等を作成し、帳簿書類に記載して、原告 A の外注費であるかのような外観を作出したものであり、原告 A によるこれらの行為は、法人税法 127 条 1 項 3 号に規定する仮装の事実該当するから、本件青色取消処分は適法である。

第 2 第 2 事件に関する被告の主張

1 本件 B 法人税更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件 B 法人税更正処分の根拠

原告 B の平成 14 年度の法人税の所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

ア 所得金額（別表 8・順号⑦） 5507 万 6921 円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)の金額を加算し、同(ウ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額（別表 8・順号①） 1975 万 7718 円

上記金額は、原告 B が平成 14 年度の法人税の確定申告書（以下「本件 B 法人税申告書」という。）に記載した所得金額である。

(イ) 受贈益計上もれ（別表 8・順号②） 3553 万 2000 円

上記金額は、原告 B が原告 A から本件不具合対応業務を受注したとして、平成 13 年度に計上した売上に消費税等相当額を加算した金額のうち、原告 B が平成 13 年度末において売掛金として経理処理し、平成 14 年 4 月 30 日に同売掛金の回収として入金された金額である（別表 9）。本件不具合対応業務を原告 B が行った事実がないことから、上記金額は、原告 A からの金銭の贈与と認められるので、上記金額は平成 13 年度の原告 B の売上から減算され、贈与時の受贈益として平成 14 年度の益金の額に算入される。

(ウ) 貸倒引当金繰入限度超過額の損金算入額（別表 8・順号④） 21 万 2797 円

上記金額は、神田税務署長が原告 B に対し平成 15 年 6 月 9 日付けでした平成 13 年度の

法人税の更正処分において損金の額に算入されないとした原告Bの貸倒引当金繰入限度超過額21万2797円と同額である（法人の所得金額の計算上損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入されることから（法人税法52条10項）、原告Bは、上記金額を平成13年度の損金として計上し、平成14年度の益金の額に算入したが、上記の更正処分において上記金額が損金の額に算入されないこととなったことに伴い、上記金額を平成14年度において益金の額に算入する必要がなくなったことから原告Bの所得金額から減算する。）。)

イ 課税留保金額（別表8・順号⑨） 1560万6000円

上記金額は、法人税法67条（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）

2項により、上記アの所得金額のうち、留保した金額5402万3976円（原告Bが本件B法人税申告書の別表4に記載した留保金額1870万4773円に上記ア（イ）の金額3553万2000円を加算して上記ア（ウ）の金額21万2797円を減算した金額）から下記（ア）ないし同（ウ）の金額を控除して算出した金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

（ア） 控除される法人税額 1585万2473円

上記金額は、法人税法67条2項により、下記ウ（ア）の法人税額から同（ウ）の控除税額を控除した金額である。

（イ） 控除される住民税額 328万7739円

上記金額は、法人税法施行令140条により、下記ウ（ア）の法人税額1588万2800円に100分の20.7を乗じて算出した金額である。

（ウ） 留保控除額 1927万6922円

上記金額は、法人税法67条3項1号により、前記アの所得金額5507万6921円に100分の35を乗じて算出した金額である。

ウ 納付すべき税額（別表8・順号⑬） 1733万5000円

上記金額は、下記（ア）の金額に同（イ）の金額を加算し、同（ウ）の金額を控除した金額（国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

（ア） 法人税額（別表8・順号⑧） 1588万2800円

上記金額は、前記アの所得金額5507万6000円（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）のうち、800万円については、法人税法66条2項及び負担軽減法16条1項により100分の22の税率、残額の4707万6000円については、法人税法66条1項及び負担軽減法16条1項により100分の30の税率をそれぞれ乗じて算出した各金額の合計額である。

（イ） 課税留保金額に対する税額（別表8・順号⑩） 148万2570円

上記金額は、法人税法67条1項及び租税特別措置法68条の3の2（平成14年法律第79号による改正前のもの）2項により、前記イの課税留保金額1560万6000円に100分の10の割合を乗じて計算した金額156万0600円の100分の95に相当する金額である。

（ウ） 控除税額（別表8・順号⑫） 3万0327円

上記金額は、下記aの金額と同bの金額の合計額である。

a 所得税額の控除額 1万4923円

上記金額は、法人税法 68 条により控除する所得税額であり、本件 B 法人税申告書に記載された金額と同額である。

b 外国税額控除

1 万 5 4 0 4 円

上記金額は、法人税法 69 条により控除する外国税額であり、本件 B 法人税申告書に記載された金額と同額である。

(2) 本件 B 法人税更正処分の適法性

原告 B の平成 14 年度の法人税の納付すべき税額は、前記(1)ウのとおり 1733 万 5000 円であるところ、この金額は、本件 B 法人税更正処分の納付すべき税額（別表 7）と同額であることから、本件 B 法人税更正処分は適法である。

2 本件 B 法人税賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件 B 法人税賦課決定処分の根拠

前記 1 のとおり、本件 B 法人税更正処分は適法であるから、原告 B に課されるべき過少申告加算税の額は、次のとおり算出した金額となる。

ア 過少申告加算税の計算の基礎となるべき税額

1 2 0 7 万 0 0 0 0 円

上記金額は、原告 B が本件 B 法人税更正処分により新たに納付すべき法人税額（前記 1 (1)ウの納付すべき税額 1733 万 5000 円から、本件 B 法人税申告書における差引所得に対する法人税額 525 万 6700 円を控除した金額（国税通則法 118 条 3 項により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの））である。

イ 過少申告加算税の額

1 5 4 万 6 5 0 0 円

上記金額は、国税通則法 65 条 1 項に基づき、前記アの税額 1207 万円に 100 分の 10 の割合を乗じて算出した金額 120 万 7000 円と、同条 2 項に基づき、原告 B が本件 B 法人税更正処分により新たに納付すべき税額 1207 万 8300 円のうち期限内申告税額に相当する金額 528 万 7027 円を超える部分に相当する税額 679 万円（国税通則法 118 条 3 項により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に 100 分の 5 の割合を乗じて算出した金額 33 万 9500 円との合計額である。

(2) 本件 B 法人税賦課決定処分の適法性

原告 B に課されるべき過少申告加算税の額は、本件 B 法人税賦課決定処分の額を上回るから、本件 B 法人税賦課決定処分は適法である。

以上

別表1 青色申告の承認の取消しの経緯

区分		年月日	趣旨等
青色申告の承認の取消	取消処分	平成15年5月29日	
	異議申立て	平成15年6月20日	取消しを求める
	異議決定	平成15年9月19日	棄却
	審査請求	平成15年10月14日	取消しを求める
	審査裁決	平成17年6月22日	棄却

別表2 原告Aの法人税の課税の経緯

(単位：円)

区分		年月日	所得金額	課税留保金額	納付すべき税額	重加算税の額
法人税	確定申告	期限内	37,549,347	9,128,000	11,268,100	
	更正等	平成15年5月30日	155,285,683	0	45,666,800	12,036,500
	異議申立て	平成15年6月20日	37,549,347	9,128,000	11,268,100	0
	異議決定	平成15年9月19日	(棄却)			
	審査請求	平成15年10月14日	37,549,347	9,128,000	11,268,100	0
	審査裁決	平成17年6月22日	125,660,683	0	36,780,000	8,928,500

別表3 原告Aの消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分		年月日	課税標準	仕入税額 控除の額	納付すべき 消費税の額	納付すべき 地方消費税の額	重加算税の額
消費税及び地方消費税	確定申告	期限内	997,600,000	16,500,298	23,403,700	5,850,900	
	更正等	平成15年5月30日	997,600,000	11,709,498	28,194,500	7,048,600	2,093,000
	異議申立て	平成15年6月20日	997,600,000	16,500,298	23,403,700	5,850,900	0
	異議決定	平成15年9月19日	(棄却)				
	審査請求	平成15年10月14日	997,600,000	16,500,298	23,403,700	5,850,900	0
	審査裁決	平成17年6月22日	997,600,000	12,909,498	26,994,500	6,748,600	1,568,000

別表 4

平成13年度の法人税の所得金額及び法人税額 (単位:円)

区分		順号	金額
申告所得金額		①	37,549,347
加算	外注費の架空計上	②	89,770,000
	加算計(②)	③	89,770,000
減算	寄附金	④	58,726,500
	減算計(④)	⑤	58,726,500
寄附金の損金不算入額		⑥	57,067,836
所得金額(①+③-⑤+⑥)		⑦	125,660,683
法人税額		⑧	37,058,000
控除税額		⑨	277,980
納付すべき税額(⑧-⑨)		⑩	36,780,000

別表 5

本件課税期間の消費税等の額 (単位:円)

区分		順号	金額
消費税	課税標準額	①	997,600,000
	課税標準額に対する消費税額	②	39,904,000
	控除対象仕入税額	③	12,909,498
	内訳	確定申告額	16,500,298
		外注費の架空計上	3,590,800
	納付すべき税額(②-③)		26,994,500
地方消費税	課税標準となる消費税額	⑦	26,994,500
	納付すべき譲渡割額	⑧	6,748,600

別表 6

平成13年度における外注費の計上額及び支払額

(単位:円)

外注先	計上年月日	順号	外注費及び消費税等計上額	支払年月日	順号	支払額
B	平成14年1月31日	①	23, 030, 000	平成14年2月28日	⑨	24, 181, 500
		②	消費税等 1, 151, 500			
B	平成14年2月28日	③	32, 900, 000	平成14年3月20日	⑩	34, 545, 000
		④	消費税等 1, 645, 000			
B	平成14年3月31日	⑤	33, 840, 000	未払い		
		⑥	消費税等 1, 692, 000			
合計		⑦	89, 770, 000		⑪	58, 726, 500
		⑧	消費税等 4, 488, 500			

別表 7

原告 B の法人税の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	課税留保金額	納付すべき税額	過少申告 加算税の額
確定申告	期限内	19,757,718	0	5,256,700	
更正等	平成16年6月29日	55,076,921	15,606,000	17,335,000	1,546,000
異議申立て	平成16年7月28日	19,757,718	0	5,256,700	0
異議決定	平成16年10月28日	(棄却)			
審査請求	平成16年11月22日	19,757,718	0	5,256,700	0
審査裁決	平成17年10月26日	(棄却)			

別表 8

平成14年度の法人税の所得金額及び法人税額

(単位：円)

区分		順号	金額
申告所得金額		①	19,757,718
加算	受贈益計上もれ	②	35,532,000
	加算計 (②)	③	35,532,000
減算	貸倒引当金繰入限度超過額の損金算入額	④	212,797
	減算計 (④)	⑤	212,797
所得金額 (①+③-⑤)		⑦	55,076,921
法人税額		⑧	15,882,800
留保	課税留保金額	⑨	15,606,000
	課税留保金額に対する税額	⑩	1,482,570
法人税額計 (⑧+⑩)		⑪	17,365,370
控除税額		⑫	30,327
納付すべき税額 (⑪-⑫)		⑬	17,335,000

別表 9

平成14年度における売上の計上額及び入金額

(単位：円)

売上先	売上及び売掛金 計上年月日	順号	売上及び消費税等計上額	入金年月日	順号	入金額
A	平成14年3月31日	①	33,840,000	平成14年4月30日	⑤	35,532,000
		②	消費税等 1,692,000			
合計		③	33,840,000		⑥	35,532,000
		④	消費税等 1,692,000			

別表 10

不具合対応実績表（平成13年11月ないし平成14年3月）								
順号	作業者名	システム名	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	J	①コード統一化	272.0	14.0	227.0	0.0	0.0	513.0
		④e-commerce	0.0	0.0	0.0	228.5	240.5	469.0
		⑤H対応	0.0	215.3	0.0	0.0	0.0	215.3
		計	272.0	229.3	227.0	228.5	240.5	1,197.3
2	X	①コード統一化	0.0	103.3	0.0	0.0	0.0	103.3
		③商流仲介	251.0	125.5	0.0	0.0	0.0	376.5
		⑥補材治工具管理	0.0	0.0	206.5	229.5	235.5	671.5
		計	251.0	228.8	206.5	229.5	235.5	1,151.3
3	S	①コード統一化	0.0	106.0	217.5	212.5	186.0	722.0
		⑤H対応	0.0	84.0	0.0	0.0	0.0	84.0
		計	0.0	190.0	217.5	212.5	186.0	806.0
4	L	①コード統一化	0.0	269.0	24.0	0.0	0.0	293.0
		④e-commerce	0.0	0.0	0.0	0.0	214.0	214.0
		計	0.0	269.0	24.0	0.0	214.0	507.0
5	V	①コード統一化	0.0	87.3	0.0	0.0	0.0	87.3
6	Z	①コード統一化	0.0	224.3	214.0	0.0	0.0	438.3
		④e-commerce	0.0	0.0	0.0	229.5	228.0	457.5
		計	0.0	224.3	214.0	229.5	228.0	895.8
7	b	②24H対応	0.0	0.0	183.5	174.0	225.0	582.5
8	M	②24H対応	0.0	0.0	242.5	218.0	221.5	682.0
9	d	②24H対応	0.0	0.0	0.0	278.5	267.0	545.5
		③商流仲介	177.5	0.0	254.5	0.0	0.0	432.0
		計	177.5	0.0	254.5	278.5	267.0	977.5
10	e	②24H対応	0.0	0.0	0.0	90.0	0.0	90.0
11	m	②24H対応	0.0	0.0	0.0	0.0	236.5	236.5
12	n	②24H対応	0.0	0.0	0.0	0.0	205.5	205.5
13	Q	②24H対応	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
14	g	③商流仲介	232.5	218.5	235.0	0.0	0.0	686.0
		④e-commerce	0.0	0.0	0.0	231.0	241.5	472.5
		計	232.5	218.5	235.0	231.0	241.5	1,158.5
15	h	③商流仲介	0.0	103.3	0.0	0.0	0.0	103.3
		④e-commerce	0.0	0.0	0.0	229.5	0.0	229.5
		計	0.0	103.3	0.0	229.5	0.0	332.8
16	U	③商流仲介	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	60.0
		④e-commerce	0.0	0.0	0.0	224.5	288.0	512.5
		計	0.0	60.0	0.0	224.5	288.0	572.5
17	N	③商流仲介	0.0	0.0	238.5	270.0	183.0	691.5
18	T	③商流仲介	0.0	0.0	259.5	0.0	0.0	259.5
19	W	③商流仲介	0.0	0.0	239.5	239.0	217.5	696.0
20	t	④e-commerce	0.0	0.0	0.0	206.5	222.0	428.5
21	y	④e-commerce	0.0	0.0	0.0	0.0	228.0	228.0
22	A	⑤H対応	217.0	0.0	0.0	225.0	209.0	651.0
		⑥補材治工具管理	0.0	0.0	197.5	0.0	0.0	197.5
		計	217.0	0.0	197.5	225.0	209.0	848.5
23	B	⑤H対応	0.0	0.0	216.0	72.0	0.0	288.0
24	O	⑤H対応	0.0	0.0	217.0	0.0	0.0	217.0
25	C	⑤H対応	0.0	0.0	199.0	0.0	82.0	281.0
26	D	⑤H対応	0.0	0.0	202.5	72.0	0.0	274.5

27	j	⑥補材治工具管理	0.0	0.0	111.0	0.0	0.0	111.0
28	i	⑥補材治工具管理	0.0	0.0	228.0	254.5	284.0	766.5
29	R	⑥補材治工具管理	0.0	0.0	99.0	0.0	0.0	99.0
30	㊦	⑥補材治工具管理	0.0	0.0	0.0	229.0	212.0	441.0
		総合計	1,150.0	1,610.5	4,012.0	3,913.5	4,476.5	15,162.5

(備考)

「システム名」欄の略称は、次のとおり「作業実績調査結果」の「サブシステム名」を指す。

- (1) 「①コード統一化」は、「02-01-001 『コード統一化』品質不良対応」を指す。
- (2) 「②24H対応」は、「02-01-002 『24時間対応』品質不良対応」を指す。
- (3) 「③商流仲介」は、「02-01-004 『商流仲介』品質不良対応」を指す。
- (4) 「④e-commerce」は、「02-01-006 『調達e-commerce』品質不良対応」を指す。
- (5) 「⑤H対応」は、「02-01-008 『H対応』品質不良対応」を指す。
- (6) 「⑥補材治工具管理」は、「02-01-012 『補材治工具管理』品質不良対応」を指す。